

19

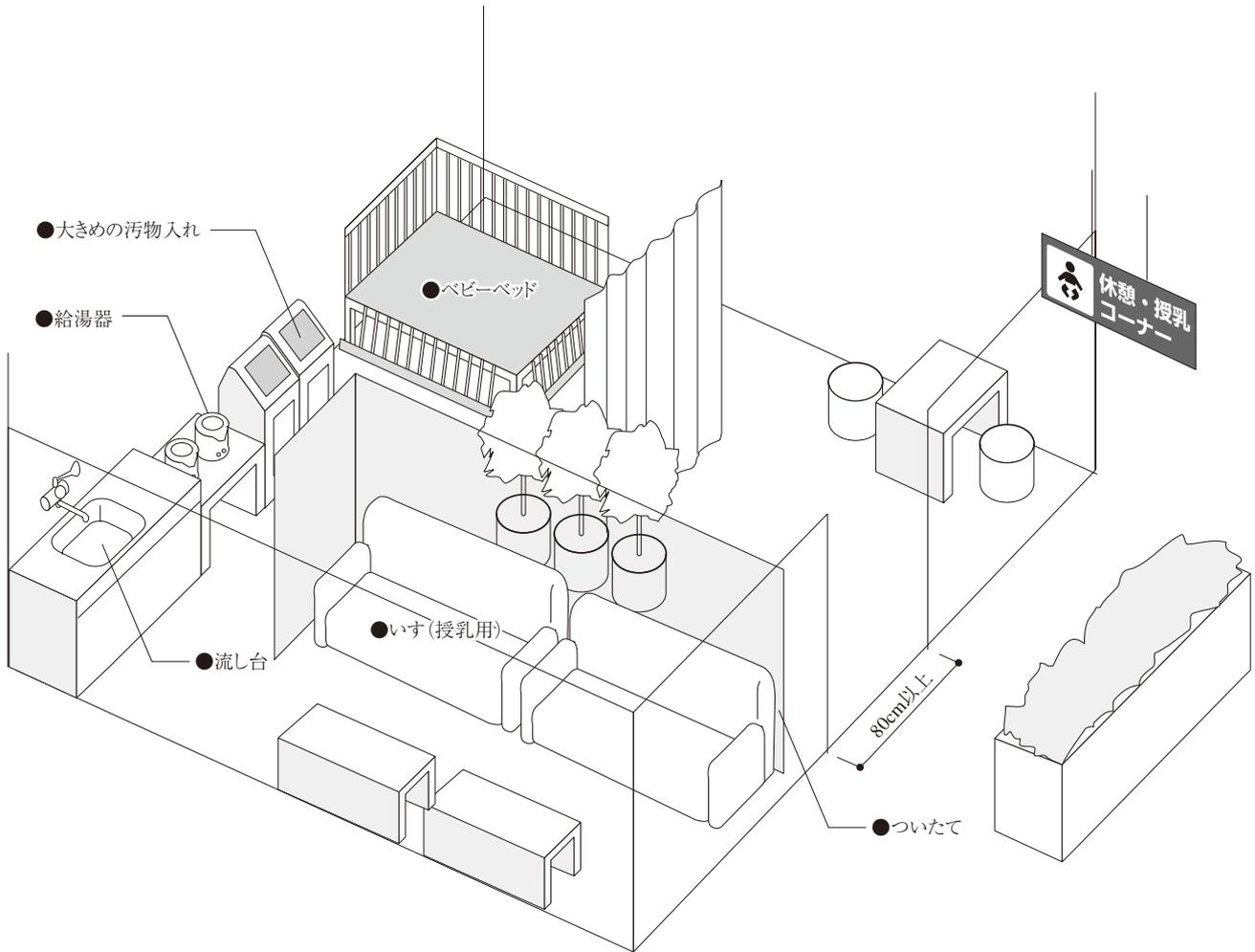
休憩設備及び授乳場所

整備の基本的な考え方

○高齢者、障害者をはじめすべての人が円滑に利用できる休憩及び授乳場所等を1以上整備する。

整備基準	解説	望ましい水準
<p>別表第1の1から3まで、4((3)から(8)までの施設に限る。)、7、8及び11((1)から(7)までの施設に限る。)に掲げる公共的施設には、必要に応じて、休憩用の設備及び授乳のための場所を設けるよう努めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「休憩、授乳のための場所等」には、休憩及び授乳場所のほか、おむつ替えの場所等が含まれる。 ●休憩、授乳場所等の出入口の付近には、分かりやすい案内表示を行うこと。 <p>(休憩場所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●場所や形態については、施設の空間を有効に活用し、利用者の状況に即したものを設けることが望ましい。障害者等が円滑に利用できるものとし、廊下等の有効幅員が不足することのないよう注意する必要がある。 <p>(授乳場所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児を連れた者が長時間利用する施設にあっては、授乳、おむつ替え等のできる場所を設けること。 ●授乳、おむつ替え等の場所としては、独立した部屋を設けることが望ましいが、スペース的に困難な場合には、休憩場所等の一部を利用して授乳コーナーを整備することもできる。 ●ベビーベッドやいすは適切に配置し、ベビーカー等での通行にも配慮すること。 ●プライバシーの確保に配慮するため授乳、おむつ替え等の場所には、カーテン、ついたて等を設けること。 ●手洗い、流し台、給湯器のほか、おむつ等を捨てるための大きめの汚物入れを設けること。 ●「別表第1の1から3まで、4((3)から(8)までの施設に限る。)、7、8及び11((1)から(7)までの施設に限る。)に掲げる公共的施設」：官公庁の施設、社会福祉施設、医療施設、自動車教習所、図書館、博物館、集会場等、公民館、宿泊施設、商業施設、地下街等、公衆便所、公衆浴場、劇場等、路外駐車場、展示場、体育館等 	

□休憩、授乳場所等の整備例



●廊下に設ける休憩場所等の設置例

